

\*\*\*\*\*

**一般財団法人 災害支援財団 定款**

\*\*\*\*\*

平成28年5月10日作成  
平成28年5月18日公証人認証  
平成28年6月 3日法人設立  
平成29年6月 1日変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 災害支援財団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、災害時や非常時(以下、併せて「災害等」という。)における被害を防止(以下、「防災」という。)または被害を減少させる(以下、「減災」という。)ために、平素から自助、共助の能力の向上を図り、災害等発生時は支援活動を実施することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 防災、減災に関する試験、個人情報管理及び規格の標準化
- (2) 自助、共助の向上を図る活動
- (3) 避難及び避難所に関する研究及び提言
- (4) 自然、環境の保全と防災・減災対策の調和に関する研究及び提言
- (5) 復旧・復興モデル都市づくりの研究及び提言
- (6) 当法人の目的達成に沿った団体への資金的支援
- (7) 災害等が発生した際に国内および外国における救難・復旧・復興までの支援活動
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び主として西太平洋、東南アジアにおいて行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産および会計

(設立者の氏名及び住所ならびに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名および住所ならびに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産およびその価額は、次のとおりである。

住所	埼玉県比企郡滑川町大字都14番地23
設立者	岩城 誠
拠出財産及びその価額	現金 300万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第3章 評議員および評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員の任期の満了時に開催するほか、評議員会の決議、理事会の決議および事務局の要請を受けて評議員会または理事会がそれを承認した場合に開催する。

- 3 評議員選定委員会は、評議員会において選定された評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会の決議において選任する。
  - (1) この法人または関連団体(主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者または使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号、第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族または使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 5 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、評議員会、理事会および事務局がそれぞれ推薦することができる。
- 6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人の役員等(理事、監事、会計監査人および評議員)との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数の決議をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 増員または、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その選任時にその他の評議員が在任する場合にはその他の評議員の任期の満了すべき時までとし、その選任時にその他の評議員が存在しない場合には退任した評議員の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議長を含む議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数の決議をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議長を含む議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

3 議長は、可否同数のときを除き、評議員会の決議に加わることができない。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員および理事会

### 第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事および監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 増員または任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、その選任時にその他の理事が在任する場合にはその他の理事の任期の満了すべき時までとし、その選任時にその他の理事が存在しない場合には退任した理事の任期の満了すべき時までとする。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了すべき時までとする。

(解任)

第19条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、議長を含む議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第20条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

### 第2節 理事会

(権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の執行業務の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、議長を含む議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の決議をもって行う。

2 議長は、可否同数のときを除き、理事会の決議に加わることができない。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第5章 事務局

(設置等)

第26条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の所要の職員は、事務局長が理事会の承認を得て任命する。

(権限)

第27条 事務局は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 理事会によって決定された当法人の業務の執行

(2) 事務局職員の職務の執行の監督

## 第6章 附則

(施行日)

第28条 この規程は平成29年6月1日から施行する。

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人 災害支援財団の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成29年5月18日

設立者 岩城 誠

